

標注令義解校本
二



7 3
6244
2

73
6244
2



大政官符或云官符と詔書とも
此書はかく載へき文なりね
ども、縷板の時義解の濫觴を
後世は知れむとて、加へ
たるあり、上表と序とも必
載べきもの也、東本はハ序の
ことを載て、符表詔の三通を除
り、こハ古本のまゝ、欽、壺井
氏云年月を以て推す、まづ
官符を下りて此書を編め、
書成て、次ハ序を作せりなり、
次ハ上表りて書を奉る、こ
詔書を下りて施行し給へり
あり、これを官符、序、表、詔書と
次第りて置へり云々、今こ
をも従ふ、但太政官符の四字、
京本令義解序目とあり、今壺
井本に依て改む。
令律問答私記とも、今ハ律
も問答私記ありあり、律あり

標注令義解校本卷一

大政官符

應撰定令律問答私記事



去五味均平蔵

右得式部省解、偁大學寮解、偁明法博
士外從五位下額田國造、今足解、偁謹
檢舊記律令之興年代、浸遠、沿革隨時、
損益因世、藤原朝廷御宇、正一位藤原
太政大臣奉敕制、令十一卷、律六卷、博

標注令義解校本卷一



と亡て傳ふに、今なるハ集解
に載たり問答の條に、朱古記等の諸記をこそせよ也
此諸記の中より撰定して義
解を作さる、委しく問題とい
へる。

式部省解の四字、京本彼省解と
あり、今壺井本に依て改む。
額田國造今足京本額田二字を
脱さる、類史三代格令抄等
依て補ふ、壺井義知云、國造本
紀に依る、淡海國額田國三
野國と并ひ、和名抄美濃
他田郡に額田あり、若くは額
田國を併て此郡を置る、欽
今足一本今人より作る。
律令之興云々の事問題に云ふ、
藤原朝廷ハ持統御代をいへ
ど、この文武の御事より、續
紀を考ふる、文武天皇四年六

士正四位下下毛野朝臣古麻呂贈正
五位上調忌寸老人正五位下守部連
大隅正五位下道公首名從五位上伊
吉連博德從五位下伊豫部連馬甘等
至于大寶元年修撰既訖施行天下平
城朝廷養老年中同太政大臣復奉敕
刊修令律各為十卷博士正四位下大
和宿禰長岡從五位下陽胡史真身外

月、律令撰定の勅ありて、其
翌年大寶元年八月に成り、
藤原太政大臣不比等公あり。

此公の事續紀養老四年八月
癸未、右大臣正二位藤原朝
臣不比等薨とあり、太政大臣
正一位を贈官位あり、同年十
月壬寅就右大臣第宣詔贈太
政大臣正一位とあり、これ也
然るに、この贈字を除き、藤
原太政大臣として名を載さ
る、今足が大學寮に上る解
にて、奏文がぬゆゑ也、正一
く書む、弘仁格序に、爰連
文武天皇大寶元年贈太政大
臣正一位藤原朝臣不比等奉
敕云々とあるが如く、さるべ
し、とて、この律令撰定の人
人を載む、刑部親王を第
一とし、文武四年六月續

從五位下矢集宿禰虫麻呂外從五位
下鹽屋連古麻呂外從五位下山田連
白金等也、自爾以來諸博士等相承教
授文略義隱情理難通、即無不由先儒
舊說而彼舊說或為問答或為私記互
作異同未詳誰作後學者屬意彼此每
有論決難塞夫古之刑書鐘鼎鑄之金
石銘之所以塞異端絕異理也望請命

紀云、敕淨大參刑部親王直廣
壹藤原朝臣不比等、撰定律令、
大寶元年八月同紀
云、遣三品刑部親王正三位藤
原朝臣不比等、撰定律令、
於是始成、この文に依る
刑部親王を除くべき理ハ
き事也、當時藤氏の權盛
より功と不比等一人は歸
せしめむとして、かくしたる
の故、

令十一卷律六卷、これいふゆ
大寶令也、問題はいへり、

博士この博士ハ官はあつた、
た博學の士をさへるゝて、古
曆より馬廿まで六人ハ係
り、下ふる博士は同一、

下毛野朝臣古曆、京本右は作る

誤也、續紀古は作り、古ハ許と訓へ、持統紀は子曆は作る、證とすべし、さて此解は載たる古曆以下
の人々の位階皆先途を極る處に就て記さるゝの、よて撰條の時の位階はとあるべし、

當時博士等撰先儒之舊記省彼迂說
取此正義勒成卷帙以備解釋庶俾學
者易解與奪莫異者省依解狀謹請官
裁者正三位行中納言兼右近衛大將
春宮大夫良峰朝臣安世宣奉敕依請
者省宜兼知依宣行之

天長三年十月五日

大隅一本大角は作る

正五位下道公首名、京本從五位下は作る、今一本は從ふ、續紀養老二年四月筑後守正五位下道君首名卒、
首名少治律令云、これ證とすべし、

從五位上伊吉連博德、上一本下は作る、天平寶字元年十二月續紀は從五位上とあり、德一本得は作る、
從五位下伊豫部連馬廿一本從五位上とあり、天平寶字元年十二月續紀は下とあり、依る馬廿、
續紀は馬養は作る、

至于大寶元年云、續紀大寶元年八月癸卯撰定律令、於是始成、これに依て此令を大寶令といふ、
平城朝廷養老年中、この平城朝廷は元正天皇あり、續紀天平寶字元年十二月の官奏の文、及弘仁格序等
は依る、養老二年は刊修あり、これの事、問題は本文を引くをむ、ろくは省けり、

各爲十卷、大寶元年は制らるゝ、令十一卷律六卷を改て、令も律も各十卷とせられ、こゝに依て大寶
の令律は對てこの刊修あり、養老の令律を、新令新律といふ、但るく卷數の増減あり、よゝあきど、
もと大寶の古令は依て斟酌され、全くの新制はとある、故はろくは刊修といへる、
やう、これの事、こゝに問題はいへり、

外從五位下矢集宿禰麻呂、天平寶字元年十二月續紀は外字あり、塩屋連古麻呂もまた同一、京本も
ハとろ、今古本は從ふ、

古麻呂、古、京本右は作る、誤也、類史懷風藻等、從て改む、一本吉は作る、懷風藻目錄もとあり、
外從五位下山田連白金等也、古本外字无し、されど式部式は外位不得列内位上とあり、依る、外字脱
たること疑ふ、故は補ふ、等下京本也字を脱る、今一本は從ふ、
文略義隱、桃萼殘暈云、文略と詞の少きあり、義隱と義理のかくれてた、故は情理の心難
通とあり、

或為問答或為私記これ皆集解の内の諸説の事にて即先儒の舊説あり

古之刑書以下絶異理也まて皇朝の故事あり杜預が奏事を引けりなり

舊記京本舊説と作る今一本に従ふ

與奪莫異者挑奪殘輝云與ハゆる心正義をり奪ハうことなり迂説をり者字天邊利と訓べ

上の解備よりるの者字まで今足が解文あり

省依解狀云く者この者も天邊利と訓べ省と即ち式部省にて大學寮の解に依て式部省より太政官の

裁判を請ふ文あり

安世宣奉敕依請者この者も天邊利と訓べ太政官より奏聞したるに依請はせよと敕あり此敕

と必大納言の奉ること也後中納言出来てよりハ中納言も奉る今これを上卿とす

省宜兼知云く省と式部省よりこの省字以下も太政官より仰けり辭也

臣夏野等聞古本及文粹等下
言臣の二字あり

春生秋殺云云これ春夏の生長

一秋冬の殺藏は天地の自

然なよとせて刑名をこれと

るよりをいへる也これを春

生ハ天氣ありこれを令は比

一秋殺ハ地氣ありこれを律

は比き下は陰陽舒と

るも舒ハ生長あり慘と殺藏

ふれむ同一事あり故に李善

が注ふ春夏為陽秋冬為陰と

いへる風ハ春風にて教令ふ

象り霜ハ秋霜にて法律は象

犯之必傷云云挑奪殘輝ハ爛蛾

と火取虫あり爛字ハ火を取

むとて我身をわくら心

あり虫ハ火を取ら身ハ焼

ちりき也人も法を犯さる

令義解序

正三位守右大臣兼行左近衛大

將臣清原真人夏野等奉敕撰

臣夏野等聞春生秋殺刑名與天地俱

興陰慘陽舒法令共風霜並用犯之必

傷蠟炷有爛蛾之危觸之不漏蛛絲設

黏虫之禍昔寢繩以往不嚴之教易從

畫服而來有耻之心難格隆周三典暫

身ハ損ミキ喻也。

觸之不漏云云。上ハ犯之と云フハ自ら犯也。下ハ觸之と云フハ縁坐ハ觸るをいふ。蜘蛛の網ハ虫の黏く如く縁坐ハ觸ても其禍を遁まじく也。黏ハ説文ハ相着也と見ゆ。昔寢繩云云。淮南子云。女媧氏之故事あり。其文ハ枕方寢繩と見えて注ハ謂直身而臥也とあり。太古の質直あり。さすをいへう也。

畫服ハ堯舜の故事也。尚書大傳ハ唐虞之衆刑上刑赭衣不純。中刑雜纁。下刑墨幪。以居州里。民耻之。民而有耻則務反於禮矣。と見え漢書ハ唐虞畫象ありて注ハ其衣服象五刑也。これらとて考ふるハ犯罪の輕重を衣服にて知るやう

増其流。大漢九章。愈分其派。雖復盈車溢閣。半市之姦。不勝鑄鼎銘鐘。滿山之弊。已甚。降及澆季。煩濫益彰。上任喜怒。下用愛憎。朝成夕毀。章條費刀筆之辭。富輕貧重。憲法歸賄貶之家。嚴科所枉。劔戟謝其鈇利。輕比所假。君父慙其溫育。故令出不行。不如無法。教之不明。是爲樂刑。伏惟皇帝陛下。道高五讓。勤劇

よりたゞるもの也。始ハ此畫服を民りとく耻とく事あり。漸々德を以て治る政衰て有耻の心うせたりとあり。瑯琊代醉ハ唐虞之所以齊民。禮義榮辱而已。不專於刑也。秦之末年。赭衣半途。而姦不息。國朝之制。減死一等。及胥吏兵卒配徒者。涅其面而刺之。本以示辱。且使人望而識之耳。久而益多。額常溢至十餘萬。兇盜處之怙然。益習熟而无所耻也。とあり。いふは論あり。有耻ハ論語ハ尊之以政。齊之以刑。民免而无耻。導之以德。齊之以禮。有耻且格。とあり。依てかけり也。

隆周三典と。周禮ハ大司寇掌建邦之三典。刑新國用輕典。刑平國用中典。刑亂國用重典。とあり。桃萼殘輝云。流を増はハハ刑書の漸く多くある心あり。

大漢九章と。漢書云。高祖入關。約法三章。秦人大悅。後蕭何改脩法律九章也。桃萼殘輝云。派を分つと云ふ。いよ條目の多くあるをいふ。

盈車溢閣。殘輝云。車と五車の書と。いふが如し。閣と棚あり。書棚ハ積あまる心なり。半市と。東本及本朝文粹等半と作るに従ふ。一本坐と作るも誤あり。半市と半道と。同じく市を行く人。半ハ姦邪の者なりと云ふ也。

鑄鼎銘鐘と。杜預奏事ハ古之刑書銘之鼎鐘とあり。滿山の弊と。盜賊の山といひて害をあらこととて。半市と對ていへる也。類函寇賊部ハ賈山至言。赭衣半道。羣盜滿山といへる是なり。

上任喜怒云云。古注云。上謂君。下謂臣也。言君以所喜還宥其逆。以所怒還刑其良。臣以所愛還枉其法。以所憎還濫其罰。

朝成夕毀云云。古注云。吏作文簿者。皆以筆草案。若有謬誤者。從以刀削除。故謂之刀筆之吏。言法令宜畫一不變。永行萬世。而暗主庸臣。移換无常。所以朝作法。令夕更毀敗也。

賄貶之家。古注云。賄賂並財也。陸法言曰。金玉曰賄。布帛曰貶也。言富者有求賂。故輕其罪。貧者无望於得。故重其比。是以天憲王法。歸於賄賂之家也。

嚴科所枉の枉一本在二作三嚴
科一行ふべき者をも賄賂を
得て法を枉る事、劔戟の鉅利
も不及と也。銘京本銘二作三
も誤也。輕比とて重罪を輕き
に比れりあり。賄賂の者をも
溫育の事、君父の仁愛も不
及と也。

伏惟より深切神襟まで、淳和
帝の御徳を稱へ、桃萼殘輝云
五讓と漢文の天下を讓給ふ
事、三握と周公の一沐三握の
事をいふ。

金玉ハ、後漢書に律有金料之號
令假玉條之名也。

甲乙も、瑯琊代醉に漢令甲令乙
令丙乃篇次也といへり。桃萼
殘輝云第一卷第二卷ふとい
ふが如し。

艾春竹云云古注云晏子春秋云

三握類金玉而垂法布甲乙而施令艾
春竹於齊刑銷秋荼於秦律孔章望斗
之郊無復冤牢之氣黃帝脫桎之地唯
看香楓之林猶慮法令制作文約旨廣
先儒訓註按據非一或專守家素或固
拘偏見不肯由一孔之中爭欲出二門
之表遂至同聽之獄生死相半連按之
斷出入異科念此辨正深切神襟爰使

景公樹所令吏守之有斬斧者
拘之加罪も、銷秋荼云云
古注云塩鐵論曰秦法繁於秋
荼桃萼殘輝云上も艾と云ひ
下も銷と云ひ、今の聖代も
古の苛法を改らる事也。

孔章望斗ハ古注云雷次宗豫章
記云吳未亡有紫氣見於斗牛
之間張華聞雷孔章妙達緯象
乃要宿問天文孔章曰唯斗牛
之間有異氣是寶物之精在豫
章豐城張華遂以孔章為豐城
令至縣獄掘深二丈得玉匣開
之有二劔其夕斗牛氣不復見
これに依てわけり也。黃帝脫
桎ハ帝字京本及文粹等皆神
二作三。今古本二從山海經
注、虫尤為黃帝所得、桎而殺
之已棄其桎化而為木、即今楓
香樹是也、と見ゆこれに依て

臣等集數家之雜說舉一法之定準臣
謹與參議從三位行刑部卿兼信濃守
臣南淵朝臣弘貞參議從四位下守右
大辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣正
四位下行左京大夫兼文章博士臣菅
原朝臣清公從四位下行勘解由長官
臣藤原朝臣雄敏從四位下行刑部大
輔兼伊豫守臣藤原朝臣衛正五位上

かける也。挑華殘輝云此一聯の對句也。天下泰平よりて刑を用ざる事也。昔干將莫邪の劍土に埋きて在り。其劍の氣斗牛星の間に見えり。望斗といへり。此劍を孔章堀出しけむ。斗牛間の氣失たり。これを冤宰の氣に借ていふ。冤宰の氣ハ獄舎に埋りて恨の氣也。法令正くて怨を會する者のふきをいへる也。また蚩尤の頸械の故事も。これをぬぎ捨たり。楓木はふる事あるを借て。たぐ香楓の林のこも殘て何れども。頸械を用ること無しと也。共世を治めんと詞也。猶慮と淳和帝のれも同く也。猶字の義も。聖德四海にあふれて。治教休明なりといへど。

行大判事臣興原宿禰敏久正五位下
行阿波守臣善道朝臣眞貞太宰少貳
從五位下臣小野朝臣篁從六位下行
左少史兼明法博士勘解由判官臣讃
岐公永直從八位上守判事少屬臣川
枯首勝成明法得業生大初位下臣漢
部松長等輒應明詔辨論執議陳家古
壁之文採而無遺于氏高門之法訪而

も稀なり又犯罪の惡人も无き事能ハバこれに依て猶法令の文義を辨正し給ふん事を神襟に切らおほはれと也。或專守家素殘輝云家素と家素より傳來とる令文の説也。偏見と偏執の見解也。同聽之獄古注一言同聽一獄而或死或生是非舛錯輕重易混とあり連案之斷とて獄令は斷流以上者皆連寫案申太政官云云これを太政官に於て判斷しる也。公式令は流以上並為論奏とありこれにかく鞠獄の司より連案して出せむと官に於て其判斷をいふと。その斷けのさうくして或ハ出さんといひ。或ハ入んと云て科を異しこれ律の文義明らざるに依て

必盡其善者從之不以人棄言其迂者
略諸不以名取實一加一減悉依法曹
之舊云乃筆乃削非是臣等之新情猶
有五劔難名兩壁易似必稟皇明長質
疑滯有巢在昔大壯成其棟宇網罟猶
秘重離照其佃漁今乃成之聖日取諸
不遠臣等遠愧虞皋近慙荀賈牽拙歷
稔僊俛甫畢分爲一十卷名曰令義解

也。とあり。出入ハたゞ輕重といふも同一字を借ていへるの。獄。出入ハる事。とあり。然る。此文ハ令序。とあり。かく律の事を載らる。とあり。就て。集解。論あり。其文。云。問。令是教令法也。非科。斷之制。而義解序云。遂至同聽之獄。生死相半。連案之斷。出入異科者。其意何。師說。今条内。有不如教令直科罪之文。然而一端。舉多文稱教令。序論出入之科者。蓋得此意耳。といへり。臣等の臣字。及臣謹の臣字。共夏野公の自らの事也。南淵京本奈布知と訓。ハ非。日本紀通鑑云。南淵先生。未詳其名。高市郡稻淵村有神明家。或謂先生墓也。伊奈と美奈と音通へり。美奈布知と訓。ハ。

凡其篇目條類具列于左也。淺深水道。共宗於靈海。小大公行同歸於天府。謹序。

第一 官位令 凡壹拾玖條

職員令 凡捌拾條
後宮職員令 凡壹拾捌條
東宮職員令 凡壹拾壹條
家令職員令 凡捌條

第二 神祇令 凡拾貳條
僧尼令 凡貳拾漆條
戸令 凡肆拾伍條

第三 田令 凡參拾漆條
賦役令 凡參拾玖條
學令 凡貳拾貳條

第四 選叙令 凡參拾玖條
繼嗣令 凡肆條
考課令 凡漆拾伍條
禄令 凡壹拾伍條

第五 官衛令 凡貳拾捌條
軍防令 凡漆拾陸條
儀制令 凡貳拾陸條
衣服令 凡壹拾肆條

第六 營繕令 凡壹拾漆條
營繕令 凡壹拾漆條

第七 公式令 凡漆拾肆條

蠅淵。同トき歟。さてこれより以下。皆義解の撰者あり。ゆゑ。位置の式。かけり。官符。故人を載る。と。同例。と看べし。善道朝臣。京本善通宿禰。と作。文粹宮道。と作。共。誤也。兼和十二年二月續後紀云。貞貞天長五年上表。賜姓善道朝臣。依詔旨。與諸儒等。修撰令義解。これ。とて改む。漢部松長。姓氏錄。拾芥抄等。依。漢部。と宿禰の姓あり。姓と脱。執議の議。京本義。と作。一本及文粹を以て改む。陳家古壁之文。後漢書。成帝時。陳咸以明律令為尚書。後及王莽篡位。召咸謝病不肯應。莽復徵咸。遂稱病篤。於是乃收歿其。

律令書文皆壁藏之、これ也。

探而の探字、文粹探、作、

于氏高門之法、漢書于定國、字曼

倩、其父于公為縣決曹、決獄平、

罹文法者、于公所決皆不恨、郡

中為之立生祠、其門閭壞、父老

共治之、于公謂曰、少高大其門、

令容駟馬高蓋車、我治獄多陰

德、未嘗有所冤、子孫必有興者、

其後定國位至丞相也。

云、板本言、作、文粹を以改む、

五劔難名、これ劔工、劔の似た

3、1、惑ひ、玉工も玉の似、

1、惑ひ、事也、古注云、越絶書、越

王勾踐有寶劔五、一曰純鉤、二

曰湛盧、三曰勝邪、四曰魚腸、五

曰巨闕、又、兩壁、賈誼新書

1、陶朱公曰、臣家有二白壁、其

色澤與其徑相如、其價也一者

千金、一五百金、側而視之、其一

第八

倉庫令凡貳拾貳條
既收令凡貳拾捌條
醫疾令凡貳拾漆條

第九

假寧令凡拾參條
喪葬令凡壹拾漆條

第十

獄令凡陸拾參條
雜令凡肆拾壹條

總計拾卷參拾篇玖陌參拾貳條

天長十年二月十五日

明法得業生大初位下臣漢部松長

從八位上守判事少屬臣川枯首勝成

者厚倍之、是以千金云云、

2、引る意、令律の問答私記

の内より諸説を抜出、其是、

従ひとの非を棄て、義解を作

といへども、五劔の共、同

く、兩壁の二ふ、似、如

きの説ありて、これや是、

む、これや非なり、むと、惑、

る事ども多しと也。

有巢在昔云云、韓非子、上古

之代、人少而禽獸多、人民不勝

禽獸、蟲蛇有聖人、作、構木為巢、

以避群害、而民悅之、使王天下、

號之曰有巢氏也、又、易繫辭

傳、上古穴居而野處、後世聖

人易之以宮室、上棟下宇、以待

風雨、蓋取諸大壯、とあり、䷗乾

下震上の卦を大壯と、つ、震

木の下、別、天あり、宮室の

象ありて、る、引る意、宮

從六位下行左少史兼明法博士勘解由判官臣讀岐公永直

大宰少貳從五位下臣小野朝臣篁

正五位下行阿波守臣善道朝臣真貞

正五位上行大判事臣興原宿禰敏久

從四位下行刑部大輔兼伊豫守臣藤原朝臣衛

從四位下行勘解由長官臣藤原朝臣雄敏

正四位下行左京大夫兼文章博士臣菅原朝臣清公

參議從四位下守右大辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣

室无き時ハ風雨をふせぐものなり律令なき時ハ非法を防ぐものなり也網罟猶秘云云ハ繫辭傳古包犧氏之王天下也云云作結繩以為網罟以佃以漁蓋取諸離と見え繩を結て網としたり其目の虚なるが離卦の象に似て重離と三て馮厚齋の説也離有二義曰象曰理謂麗也謂鳥獸魚鼈麗乎網罟也象謂虚中網罟之目虚也といへり即二義を用て網罟猶秘とある秘は密藏の義にて漁人鳥獸を捕る網を藏し持る如く在上の君萬民を治る處の法令を藏し持る也重離照其佃漁と重離と網の象也照字離日と依て法令を明しは義と取り言も網罟

參議從三位行刑部卿兼信濃守臣南淵朝臣弘貞
正三位守右大臣兼行左近衛大將臣清原真人夏野

を張て鳥魚を其中にいふ如く法令を張て民庶を其中にいふと也下件の納諸軌物と同義なり今乃云云ハ上よりいへる宮室も天地も象り網罟も重罪も象て造り今この義解も直に聖日の教旨を受けて書ふせるゆゑは譬を取らざるべし也故に取諸不遠といへり古註に言不更遠取諸物とあるこれ也聖日と淳和の御代と云ふ
虞臯京本臯虞と作る今壺井本に従ふ古注に臯臯陶虞舜時為士師作法律これ也荀賈と晉の荀勗と賈充との二人にて共に法律を定一人也これに依て虞臯と二人ありともれもふべしなり
條類の類一本數と作る

淺深水道云云淺深京本深淺と作る今古本に従ふこれ義解の撰むる事にて淺深の水道の海に朝宗の如く深き考も淺き説も皆令文に歸入せしむる也小大公行と公行と公路也天府と古注に天子府庫也言公家可行之事大小皆進入於天府猶百川深淺共投於大海也といへり
第一以下の篇目京本これを脱し今集解及古本等より依て補ふ

拾貳條集解貳拾條と作る今これを改む其説も神祇令標注といへり
漆拾肆條集解捌拾玖條と作る今これを改む其説も公式令標注に見ゆ
玖陌參拾貳條集解玖陌伍拾伍條と作る神祇令を八條公式令を十五條除て九百三十二條あり
天長十年二月十五日日本紀畧天長十年二月甲寅朔辛未右大臣清原夏野等侍殿上按讀新撰令釋疑義起請とあり紀畧の甲寅二字恐くも誤ありん長曆を按ると今年二月戊午朔ありこれに依ると辛未と十四日は當り即此令上奏の前一日より
讃岐公の上京本臣字を脱し古本に依て補ふ

刑部卿下兼字南淵の上臣字京本脱し今古本を以て補ふ
講令備考云今律令招闕而不全唯式五十卷全存之式之為書於卷別之末紀年及遷式官負皆連署焉昔

者蓋每卷有之今只於十三卷則有之於三十七卷亡之不可見其全者然今與式其體應同則今亦於卷別之末當有紀年及連署以之准之則知此紀年及連署者元是卷末之連署也每卷可記而後世失之獨有首卷云云この説ともやと思はるれと確證あるむた東本のやうに次づ

此文と淳和帝と上れる表也
遼聽列辟云云桃華殘輝云遼と

遠也辟も君也歷代所列の君
とりの事也昔の聖王の跡を
聞の意也緋ハ絹也緋ハ淺
黄色の絹也絹も紙の代也書
籍をりふ文選も細帙とりの
も同一

躡曆とも曆も歷次あり御代御
代の歷次を躡て皇位に登給
ふ也乘圖の圖も位も同一帝
も白虎通も德合天地曰帝と
ある意也

莫不發號施令の號と令とも共
に法度の事也執文類聚も載
たる晉張斐律序も律令政事
之經萬機之緯とあり經緯も
律令のこと也齊禮ハ論語の
詞也畏刑とも刑法を設て人
と畏むる也かく禮刑を用

上令義解表

臣夏野等言遼聽列辟略閱縑緋躡曆
登皇乘圖稱帝莫不發號施令張經緯
而理邦齊禮畏刑設隄防以濟代者也
雖云龍鳳異紀文質遞興至於訓俗庇
人殊塗同致伏惟聖主道充四表德被
百王拱岩廊以垂衣臨寰區而作鏡
彝倫攸叙禮樂交通鴻化所覃華夷感悅

て、民の惡し入るを防ぐハ、隄防を設て、河水をふせぐ如しと也。

龍鳳異紀、龍紀と伏犧也。伏犧の時、龍瑞に依て、龍を以て名く。鳳紀と少昊あり。少昊の時、鳳鳥至る。故に鳳を以て名く。文質遞興と、伊藤長風云、謂夏尚忠、商尚質、周尚文、馬融所云、文質三統者是也。古法引論語者、不相合矣。この説の如し、殷周遞興といふは同一紀字、京本記は作誤也。

訓俗庇入云、奎ハうむれ共、民を訓へたれり。事ハ趣を同くし、といふ意也。これまた古の聖代の事をいへり。

聖主抄聖上は作たり。聖主即淳和天皇也。

道充四表、一本光は作たり。此

然猶宵衣宣室、恐萬機之有愆、晏食合宮、念兆庶之不愜、遂降哀旨、搜揚法家、以爲前儒、解釋遞有乖向、淺深易混、輕重難詳、臣等識謝、張蒼業非陳寵、謬以庸弊、叨應明詔、或筆或削、一增一損、其疑而不決、闇而不明、皆仰稟宸規、斷之聖覽、據時制變、合古便今、誠可改生靈之視聽、爲皇王之模範者也。裁成十卷。

句より念兆庶之不愜といふまでも、淳和御在位のほどの事をたゞ一申せしあり。四表は四海の外也。百王ハ百代の末まで被りし也。道を行ふこと、徳を心の徳なり。

拱若廟、虞舜の故事あれども、引來て淳和帝の殿室は拱して无爲は世を治給を云。垂衣は垂衣裳の裳字を省て、作鏡の對語と、たれものにて、易の注は、垂衣裳以辨貴賤とある義也。臨宸區ハ天下は臨て政令をふる、萬民の明鏡とあり給ふと也。

藝倫攸叙と、書經の注は、天所以定民之常、道理次叙とあり。次叙は次第と云むが如し。若民を御する道理の次叙は、昔く時も禮も樂も不通の事出来たり。常の道理のすくあるゆゑは、禮樂もも通してよく治さ也。鴻化所覃の鴻ハ大也。殘輝云、感悦すでも、淳和の御代は天下の治りよく事をし。然猶云、殘輝云、然猶ハこゝろ云如く、天下は治るといへり。主上の御心はハ由斷す、まさぬをり。宵

名令義解、星霜五變、繕寫功遂、拜表呈奏、伏深戰越、臣夏野等誠惶誠恐頓首頓首謹言。

天長十年十二月十五日

右大臣從二位兼行左近衛大將
臣清原真人夏野上表

衣とし、漢文帝の故事也。古注云、夜索衣著、不及待明、意不安也。文選注、宣室殿名也。晏食合宮云云、殘輝云天子朝政、御いと云无きゆゑ、日くけて始て御膳を進るなりとあり。合宮と黃帝の宮名にて、事物紀原に見ゆ。殘輝、兆庶も萬民あり、不愜と道は違ふなり也。兆庶、京本冲旨は作ると誤。以為と淳和のねなり、めい處あり、以為二字於毛保左久と訓へり。哀旨、京本冲旨は作ると誤也。一本冲旨は作ると、哀旨と主上の深き御思ひの事にて、即教をさる。法家と法曹あり、律令の學者をいふ。前儒解釋云云、これ集解に載りし處の諸説の事にて、其諸説は誤多きを淳和の歡慮と思ひめれ也。張蒼と漢人也、曆數權衡を定る人あり、謝と及さるをいふ。陳寵も後漢の時、律令は明あり一人也。庸弊と常人の學術もさるをいふ。據時制變といへむ、律令の文を變改せし處もあらず、如く聞ゆれ共、さうあり、これ律令の文を活用しる事也。故は下は合古便今とあり。三家説を異なりたるを正して、時の宜は随ひ、二門獨を殊なりたるを校て、古は合ひ今より背くぬやうなりたる也。星霜五變と義解を作たり、何どの年月あり、此事を仰らまじと、天長二年十月にて、その官符上り載り、三年より十年までは、星霜八變あれとも、夏野公以下の人々の勉め法せしなり、五年が間あり、なれん、但殘輝と星霜と年あり、天長六年より十年までは五變といへりとあり、これ何より書れまへる歟、猶よく考べし。

施行令義解詔書の七字、京本脱

施行令義解詔書

なり、今一本を以て補ふ、これと淳和の御代は、義解既に成て其後仁明の義和元年は、天下は施行さるる時の詔書あり。

詔納諸軌物王道所先制以度量皇猷

納諸軌物の諸ハ民をいふ、左傳

斯在故知弼成五教銜勒萬方垂拱而

君將納民於軌物者也といひ、軌物ハ法制あり、度量の度

理其法令乎後太上天皇修機玄扈比

も尺度量ハ升量なり、これと度量も法制にて、共は律令の事あり、皇猷の猷ハ字書は道也といふ、上は王道といへ

德丹陵事勤遠圖慮在長策以為法令

る同一

文義隱約難詳前儒註釋方圓遞軌豈

故知と上を受る辭也、法制度量

使三家異說輕重參差二門殊躅舞文

を以て民を治るが王道あり、この法制度量は、即五教を弼成て、萬方を銜勒する也、五教と書經の注は、五品之教と見え、王肅云五品五常とありて

弄法永言於此固切宸衷爰敕在朝迺

父子親君臣義夫婦別長幼序
朋友信をりふ。凡そ律令を
設て人民を弼成は事也。街勒
の街。口。口。物を含む事也。馬
の街。勒。て放埒を制はる如
く。萬方の民を律令を以てい
や。む。也。天子の垂拱。て
四海を治給ふ。此律令ある
ゆゑ也。といへるあり。

後太上天皇と淳和帝也。此時嵯
峨淳和共太上天皇。てお
こ。ま。ゆ。を。嵯峨帝。む。
へ。後字を加へたる也。

修機玄扈の修字。京本條。作。了
と誤也。機。と萬機。て。淳和御
在位の時の事を。黃帝玄扈。は
坐て世を治。る。ま。ど。へ。
る也。古注。春秋合識圖注曰。
玄扈。石室名也。また丹陵。唐
堯の事也。古注。河圖錄運法

令討覈替之於典籍。參之以古今。迄于
滯疑。祗稟聖斷。咸加辨析。已盡倫通。裁
為十卷。名令義解。屬屈飛龍之渺漻。顧
汾陽之窅然。未有施行。藏之秘府。朕以
冥昧。臨馭寰區。思通明謨。導揚景業。宜
頒天下。普使遵用。畫一之訓。垂於萬葉。
主者施行。

兼和元年十二月十八日

亮生於丹陵。あり。此句。淳和帝の御生質の美を。亮。に。比。し。たるあり。

事勤遠圖の圖と謀あり。慮在長策の策と鞭也。こ。淳和帝の遠大の事業を勤めたる。長久の慮を
と。漢書。振長策。而馭宇内。といへる。如。律令を策。ま。ふ。へ。民を法度。に。従。こ。む。と。馬を御
は。る。如。き。物。あり。を。以。て。か。い。へ。る。

隱約云云。ハ。文字の義理。或。隱。れ。或。約。して。詳。に。辨。へ。難。き。を。り。ハ。難。字。類。史。雖。は。作。る。方。圓。云。云。前
儒の諸注。或。方。あり。とい。ひ。或。ハ。圓。あり。とい。ひ。て。各。文。義。に。固。執。を。り。を。

三家二門。異説の多き事也。殊。隔。異説。同。參。差。詩經の注。長短不齊貌。とあり。學者の好み
を。一。輕。き。事。を。重。し。とい。ひ。重。き。事。を。輕。し。と。云。て。參。差。は。説。と。も。多。く。文。の。然。る。は。け。ね。義。を。枉
つ。けて。法制を舞弄。は。る。あり。

討覈と説文。覈實也。とあり。律令の文義を討論を。む。を。り。ハ。

聖斷と淳和帝の獻慮あり。諸臣の討論。滯疑あり。ときハ。聖斷を禀て定むる也。

咸加辨析の咸。加一本及類史。に従。ハ。析。折。し。作。る。と。訛。あり。字彙云。分也。

倫通の注。未見成文とあり。倫通。といへる。こと。の。古。書。は。見。え。さ。る。依。て。此。注。あり。也。類史會通。は。作。る。
り。ハ。易繫辭。聖人有以見天下之動。而觀其會通。以行典禮の義あり。然。其。和。泉。真。國。云。こ。ハ。し。と。兼。和
元年十二月續後紀の詔。見えて。彼。書。ハ。倫。通。と。あり。ハ。類。史。ハ。引。用。ひ。後。ハ。會。通。と。改。へ。る。の。あり。べ
し。會。通。と。れ。バ。成。文。あり。共。倫。通。と。つ。け。る。字。ハ。古。書。は。さ。ら。ゆ。ゑ。注。ハ。未。見。成。文。と。ハ。い。へ。る。もの。也。
注。は。て。倫。通。と。り。と。明。ら。う。也。文。の。首。ハ。弼。成。五。教。と。あり。を。承。て。こ。の。五。教。ハ。上。は。注。せ。る。こと。ハ。五。常
の教。五。常。即。五。倫。と。り。ハ。文。の。尾。ハ。結。めて。倫。通。の。字。を。用。ひ。五。倫。の。教。ハ。通。り。る。事。を。盡。し。得。る。と。い。へ
る。もの。也。云。云。此。説。ハ。從。へ。る。

屈飛龍之渺漻云云の飛龍と。易乾卦九五象辭。見えて。天子の位を。り。ハ。漻。を。伸。れ。し。馬。進。み。漻。を。屈。は。る。

馬止まら進むを在位とて止るを脱履とて、即淳和の御位を去給ふ事也。汾陽ハ莊子ハ汾水之陽とあり。實然ハ寂寞の心也。御位を去て静ミ仙洞ニキリヤをのり。此語ハ梁沈約ガ齊明帝を賀ス啓ミ屈飛龍之渺瀰、紆汾陽之遠情といへること。類函ニ見ゆ。これハ因て脩まると也。朕以冥昧より以下ミ仁明帝の御詞あり。真一本及續後紀纂ニ作る。これ謙辭也。臨取寰區とミ天下を治給ふ事也。寰京本家ニ作る。今續後紀及類史ニ從ム。區、續後紀宇ニ作る。思通明謨云云の謨ミ謀也。景業の景ミ大あり。上皇の明ミ謀給へる此令律の大業ミ導揚せんことを思へめんとなり。

畫一之訓云云の畫一ミ漢書師古注ミ畫一言整齊也といへり。一字を畫たり如く曲りたる事无きをいへ。即上皇の御明訓を形容していへるあり。萬葉ハ萬世あり。主者施行ハ殘輝云。詔書の終ミかく詞也。主者ミ詔書を掌る官ミて中務省の事也。

官位ミ集解云。職掌所支謂之

官。朝廷所居謂之位也。これミ官とし執事の稱あり。位ミ序列の名あり。官ミ輕重あり。位ミ高卑あり。官ミ人の賢否ミ隨て仕て物あり。ゆゑミ位卑ミ人ミ重ミ官をたし。位高ミ人ミ輕ミ官を給ふあり。これミ依て守行の稱出來る。此卷ミ載る所ミ其守行ミあり。相當の制ミて官ミ位ミ相應なる限を舉たり也。

書吏以上ミ職事三位家の書吏以上也。集解云。檢職負令。郎司軍團各制其職而不載。此令何師說既非官位相當職仍不載。此令然則依職負令猶得官名。唯今稱大臣以下書吏以上者。止指載此令之官耳。須隨文習

官位令第一

謂大臣以下書吏以上。曰官。一品以下初位以上。曰位。凡位有貴賤。官有高下。階貴則職高。位賤則任下。官位相當。各有等級。故曰官位也。令謂教令也。教以法制。令其不相違越。故曰令也。第一謂第者次第也。一者數之始也。既居諸篇之首。故曰第一也。

凡壹拾玖條

親王

一品

謂品位也。親王稱品者。別於諸王。公武令云。應叙者。親王四品。諸王五位。諸臣初位以上是也。

初位以上曰位。集解云。問選叙令云。内外五位以上。教授。内八位。外七位以上。奏授。外八位及内。外初位。皆官判授者。此各不載。外位如何。師說。隨文習問。帳内。資人。本主亡者。暮年之後。送武。部省。若任職事。即改入内位者。因此言之。外位不可任職事哉。師說。不可以一槩執。何者。大少。領是職事也。是則可叙外位之。故也。但載此令之官。不可以外。位任。

等級集解等差一作

一者。京本一曰。一作誤也。集解。を以て改む。

九壹拾玖條。延喜講書記云。問十。九條者。計負數如何。基答。一位。以下初位以上十八條。一品以。下四品以上一條。并十九條。問。一品以下四品以上相當各異。

大政大臣

二品

左右大臣

三品

四品

大納言

大宰帥

八省卿

諸王 諸臣

正一位

從一位

太政大臣

正二位

從二位

左右大臣

正三位

大納言

勲一等 謂此條舉勲一等者

也。今於諸臣。各計正從為二條。親王於一品以下四品以上為一條。其心如何。答。義解云。品位也。親王稱品者。別於諸王者。因茲案之。官位相當之法。親王以相當同為一條。うれむ親王。とたへむ三品。て大政大臣。二品。て八省卿と帶給いて。守行の字をと用ざる例とみもころ。和名抄云。品讀之。奈。

三品四品。集解云。三品四品。祿物同。故為一條。うれむ講書記の說。依れむ。一品より四品まで一條あり。集解從ぐ。大宰帥の次。一本。彈正尹の三字あり。按。後人加筆ふるべし。集解云。或問。親王三品四品八省卿者。得任。彈正尹。京職長官等乎。答。此令云。官位相當之。

法然依行守文上下即知得任无障これ因て按彈正尹の三字あるべし然れどもとて无れとてこの問答もありつゝめ

八省卿これより以上は皆品と官との相當といへり然ども四品の八省卿も亦王臣一位の大政大臣より上は立ふれと親王の官も相當を以て云ふ故一品より四品までを一條とて九官も專諸臣に任じ處のもの也親王若その器に當れと暫く仕て才德を空くせざればひるのひの尊位といつて八省卿もその相當にべき理のあらべきふれと親王の官位ハ只ありてたののふりと思て諸臣の相當と同一心得べく故講書私記親王以相當同為一條といへり相當同の三字玩べ集解問三品四品任八省卿何三位之任不降八省卿答品者功淺位者功深然禁而所不言也といふ誤也

諸王とて二世以下四世以上の皇親のことにて親王の子孫をいふ名目あり繼嗣令九皇兄弟皇子皆為親王以外並為諸王自親王五世雖得王名不在皇親之限といふれと今内ありて諸王といふは二世王より四世王まで限る然共慶雲三年五世王皇親たるべき格天平元年五世王嫡子娶孫王生男女者入皇親之限といふ格出て今外の皇親始より

諸臣といふ假令皇子皇孫なりといへ共姓を給へると皆諸臣也とて此令にて親王ハ品字を以て別るゆゑ諸臣と其けちめ正しきと諸王と諸臣といふ位字を用らるゆゑ混て分ち難く往昔ハ然る天武紀十四年明位以下十二階を親王諸王の位と正位以下四十八階を諸臣の位と定られと見れと諸王ハ親王に近くて諸臣と疎るべくもとより王と臣と別るべきと同字にて混ぜり王臣の位との別あり

正一位從一位殘輝云正と定れ心あり從と正位は從ふ心也とあり字義とわくの如くあり訓ハ和名抄に依る正と於保伊といふ大あり從を比呂伊といふ廣なりこれ天武紀十四年毎階有大

廣あり大と廣との義をうけて字ハ正從は改られとれども丹訓と舊きまう也

勳一等集解云問以勳一等准正三位儀制令云在路相遇三位以下遇親王皆下馬云云今所疑勳位致敬及下馬皆准文位哉師說捷檢法條无有明文如此之更可有臨時處分耳

一等以下不帶文位者皆著黃袍云云凡此令勳位を配せし勳位行立の法を顯ハせるの事と集解文位の事を論て此令ハ非為任用相當唯為示官位同階相次耳といひ勳位もこれと同一同階相次が即行立ありとて文位ある人ハ必勳位あるとあり此等勳位の事にて文位无き人もあり若文位勳位共

以顯相當正三位故也下皆准此依公式令文武職事散官朝參行立各依位次為序故知一等以下皆著當色之服立文官之列假如一等行列者立正三位之下從三位之上類也然按衣服令勳位服色其制不顯即知一等以下不帶文位者皆著黃袍也

從三位

大宰帥

勳二等

正四位

皇太子傳

中務卿

何人朝奉せむ服と文位の服を着て位ハ文勲の内其高き列ニ並ふ譬ハ四位の人勲一等を帯とむ深緋を着て正三位の下ニ立の類也も一文位无くて勲位のいふは一服と黄袍を着て位ハ當勲の次第ニ一等ふれと正三位の下四等ふれと從四位下の下ニ立あり式部式ニ凡勲位朝奉者服文位服列當位次第若無文位著黄袍從三位の下ニ京本中納言を載たり此官ハ大寶元年三月止り慶雲二年四月ニ再置せられ撰令の時无りあり集解の无きニ從ふべし但大寶以前の中納言と慶雲以後の中納言と中字の義異あり且慶雲再置の度と正

以前上階

七省卿

勲三等

從四位

彈正尹

左右大辨

以前上階

神祇伯

中宮大夫

春宮大夫

勲四等

正五位

左右中辨

太宰大貳

中務大輔

左右京大夫

大膳大夫

攝津大夫

衛門督

左右衛士督

以前上階

彈正弼

左右少辨

七省大輔

大判事

勲五等

四位上ありと天平寶字五年ニ從三位官とせりなりとの事職原抄標注にいへり正五位止より少初位下まで別ニ外位といふ物二十階ありて内位よりハや輕し石川正明云李唐の制ニ視品官といふより類史ニ見えり視るもぞらふといふ義ありて外五位と推五位あり外六位と推六位あり輕き事むべからば外位の義法令の主意と外官は給はるべき料の位ありゆゑ外といふ外官といふ諸國の郎司軍毅博士醫師ふどむりハ大宰攝津諸國の主典以上と外官ふれども内位ニ叙はるは法ニ依るなり京ニて加階はるゆゑ也これと譬

と一任終て上京して任中の功過より加階すべきこと

從五位

3法ゆゑ外國よりあつて加階すること無しこと

中務少輔

左右大舍人頭

り也事跡よりつきて見れど國に居て加階することあきこと

大學頭

木工頭

をく權議ありきと帳内資人親王王臣は仕て朝廷より出頭をねむ外位は叙れこと外

雅樂頭

玄蕃頭

國よりあつてねど朝廷を内と一里第を外と九つもの也彈正弼集解左右少辨の上より

主計頭

主税頭

中務少輔以下官位令の次第職負令の前後より從て列れこと

圖書頭

左右兵衛督

とありて頭職を以て先より開官を以て後とせり下皆これに倣ふ

左右馬頭

左右兵庫頭

左右大舍人頭より以下大學木工雅樂玄蕃主計主税圖書左

大國守

左右兵衛頭

以前上階

右馬左右兵庫の十三寮を大寮とつて内藏縫殿大炊散位陰陽主殿典藥の七寮を小寮とつて大寮より九人少あり小寮より九人少ありこれ

神祇大副

侍從

大少のけちめ也但大寮小寮といふは世俗のあつて令中より名目ありことあり

少納言

太宰少貳

七省少輔

大監物

中宮亮

春宮亮

左右京亮

大膳亮

攝津亮

衛門佐

左右衛士佐

皇太子學士

内藏頭

縫殿頭

大炊頭

散位頭

陰陽頭

主殿頭

典藥頭

上國守

一品家令

職事一位家令

勲六等

正六位

神祇少副

大内記

職事一位家令。玉函叢説云。公式令衣服令等。職事とあるは。散位に對へて有官を云て。相當に拘らば。ろくある職事。彼令等の意と異て。相當のあふ官をさし。即職事一位とし。太政大臣の事あり。この例にて。次々ある職事二位と左右大臣。職事三位と大納言と太宰帥との事あるを知べ

し。これと前官の大臣納言帥等よし。家令等を給ふところあり。

彈正大忠

左右辨大史

正親正

内膳奉膳

造酒正

兵馬正

鍛冶正

造兵正

畫工正

典鑄正

掃部正

内藥正

東西市正

官奴正

鼓吹正

園池正

諸陵正

贓贖正

囚獄正

二品家令

以前上階

太宰大監

八省大丞

彈正少忠

中判事

左右大舍人助

大學助

木工助

雅樂助

玄蕃助

主計助

主稅助

圖書助

左右兵衛佐

左右馬助

左右兵庫助

内兵庫正

土工正

喪儀正

采女正

主船正

漆部正

縫部正

織部正

隼人正

内禮正

内藥侍醫

圖書助の下に京本諸陵助あり。集解あり。諸陵寮をもと司あり。續紀天平元年八月癸亥其改諸陵司為寮為負加秩とあり。司より次官を置れぬが例なれを今の比に助の官あるべきよしあり。今これに従て除く。内兵庫正の正を助に作るハ誤あり。内兵庫と司ふれを助あるべし。喪儀正の喪字京本葬に作る。職貢令喪に作る。一本も喪あるハ今是に従ふ。

大學博士

大國介

中國守

勲七等

從六位

神祇大祐

大宰少監

八省少丞

中監物

中宮大進

春宮大進

内藏助

縫殿助

大炊助

散位助

中監物大同四年二月己巳後紀
加中監物二員少監物二員
とありこの時中少共一六員
なれり然れ共式部式
監物從五位官二人六位官四
人七位官四人初位官一人と
あり五位官六位官七位官即
大中少の監物よりて其員數
令條に同しけむ大同四年
の如負し其後延喜までの間

陰陽助

主殿助

典藥助

主水正

主油正

内掃部正

宮陶正

内染正

舍人正

主膳正

主藏正

上國介

一品家扶

三品家令

職事一位家扶

職事二位家令

一省より見ざるありべし初位
官一人とありし令外にて拾
芥抄に見えり主典の事也
かくて此中監物もいつの世
より省くられたりむとを
いきて後よりその仕例見え

以前上階

神祇少祐
少判事

大宰大判事
中宮少進

春宮少進
左右京大進

大膳大進
攝津大進

衛門大尉
左右衛士大尉

大藏大主鑰
主鷹正

主殿首
主書首

主工首も東宮職負令の内あり
主工署の長官あり。京本首を
頭と作るに訛あり。

主漿首
主工首

主兵首
主馬首

下國守
勲八等

正七位

中内記
大外記

大宰大工
大宰少判事

左右辨少史
大宰大典

八省大録
彈正大疏

大外記も太政官の主典にて八
省の大録に當る故に大外記
大録共正七位上の相當ふ
り然ども其名外記とありゆ
ゑ中務の内記と對せし號
のやうなれど大内記と正六
位上にて大外記とをいふと
異ある高官あるをいふと
りなりむと疑ふ人もあり

べし。實に中務の官人よりし。太政官の官人こそ。掌る所同
しく。上位に居るべきを。考
れ。然るに。職責令を考
る。大外記の下より。掌勘造
詔奏。及讀申公文。勅署文。案。檢
出替失。と見えて。詔奏勘造の
外。其掌る所。諸司の主典。と
か。事。ふ。大内記の條より。
掌造詔敕。及御所記録。とい
りて。諸司の主典。とい。り。こ
別あり。中務省にての主典。と。
即大録ふれ。内記。と。これ。と
と別あり。事。こと。り。也。と。これ。
を内記の類。を被接。とい。り。ふ。
中務の内。に接せ。り。れて。居
れども。流内の属官。と。あり。り。
外記。と。對。り。か。と。り。且内記
と。常。御所。に。候。り。て。其。職
い。こ。重。け。む。外記。と。同。く

左右京少進 大膳少進

攝津少進 衛門少尉

左右衛少尉 内藏大主簿

防人正 二品家扶

四品家令

以前上階

大宰主神 彈正巡察

左右大舍人大允 大學大允

木工大允 雅樂大允

玄蕃大允 主計大允

主税大允 圖書大允

左右兵衛大尉 左右馬大允

左右兵庫大允 少監物

大主鈴 判事大屬

助教 醫博士

陰陽博士 天文博士

云べき。あり。然るに。續紀
延暦二年五月丁亥。太政官奏
你。外記之官。職務繁多。詔敕格
令。自此而出。至於官品。實合昇
進。其大外記。二人。元正七位上
官。今為正六位上官。少外記。元
從七位上官。今為正七位上官。
と見えて。大外記。大内記。と
同。く。正六位上官。と。あり。り。
これ。に。從。て。少外記。も。中内記
と。同。く。正七位上官。と。あり。り。
り。太政官の官人。なれ。む。他。司
と。も。別。あり。ゆ。ゑ。か。く。昇。せ。り。
り。と。も。理。の。无。き。と。こ。ろ。
ね。と。制令の本意。と。た。げ。へ
で。

主醬

主菓餅

大國大椽

勲九等

從七位

少外記

左右大舍人少允

大學少允

木工少允

雅樂少允

玄蕃少允

主計少允

主稅少允

圖書少允

左右兵衛少尉

左右馬少允

左右兵庫少允

內藏允

縫殿允

大炊允

散位允

陰陽允

主殿允

典藥允

音博士

陰陽師

曆博士

書博士

竿博士

咒禁博士

大國少椽

一品の下、一本家字あり。家令家扶ふどの例とい異あれ。京本の无き方然るべし。

正親佑より以下、内藥佑に至るまで、佑字皆佐と作せり。今諸本を以て改む。

上國掾

一品家大從

一品文學

三品家扶

職事一位家大從職事正三位家令

以前上階

正親佑

内膳典膳

造酒佑

兵馬佑

鍛冶佑

造兵佑

畫工佑

典鑄佑

掃部佑

内藥佑

東西市佑

官奴佑

鼓吹佑

園池佑

諸陵佑

贓贖佑

囚獄佑

大解部

大宰博士

大典鑰

大藏少主鑰

醫師

漏刻博士

針博士

大解部、治部刑部の二省あり。され共、大解部との云ハ、刑部あり、れとへば、ろくの博士の中、特は博士との稱、ハ、大學博士あり。が如し。但集解、刑部大解部とあるを、ろくハ、刑部の二字を脱したる故、なほ異本を考へし。

一品家少從

二品家從

二品文學

四品家扶

職事一位家少從職事從三位家令

勲十等

正八位

少內記

大宰少典

八省少錄

彈正少疏

內兵庫佑

土工佑

喪儀佑

米女佑

主船佑

漆部佑

縫部佑

織部佑

隼人佑

內禮佑

少主鈴

內藏少主鑰

咒禁師

針師

藥園師

典履

典革

大宰陰陽師

京本防人佑のうへに中國掾を
次ぐると錯まり。

大宰醫師

大宰少工

大宰竿師

防人佑

大宰主船

大宰主厨

中國掾

以前上階

神祇大史

中宮大屬

春宮大屬

左右京大屬

大膳大屬

攝津大屬

治部大解部

刑部中解部

衛門大志

左右衛士大志

判事少屬

主水佑

主油佑

内掃部佑

宮陶佑

内添佑

舍人佑

主膳佑

主藏佑

按摩博士

衛門醫師

左右衛士醫師

三品家從

三品四品文學

職事二位家從

勲十一等

從八位

神祇少史

中宮少屬

春宮少屬

左右京少屬

大膳少屬

攝津少屬

衛門少志

左右衛士少志

左右大舍人大屬大學大屬

木工大屬

雅樂大屬

玄蕃大屬

主計大屬

主稅大屬

圖書大屬

左右兵衛大志

左右馬大屬

左右兵庫大屬

少典鑰

按摩師

雅樂諸師

左右兵衛醫師

馬醫師

大國大目

四品家從

大志京本大屬は作るも誤也察
はと屬といひ府は志とい
ふ共は主典也兵衛府は大屬
あるへし

馬醫師の師字集解元

大目ハ家從の上は有べし京本
非也家令以下書吏以上ハ陪

臣あれむ上より列するべき理
ハふ事也

禮部
刑部
兵部
工部
農部
商部
學部
各部
少解部

以前上階

刑部少解部 治部少解部

左右大舍人少屬大學少屬

木工少屬 雅樂少屬

玄蕃少屬 主計少屬

主稅少屬 圖書少屬

左右兵衛少志 左右馬少屬

左右兵庫少屬 內藏大屬

縫殿大屬 大炊大屬

散位大屬 陰陽大屬

主殿大屬 典藥大屬

主計筆師 主稅筆師

大國少目 上國目

一品家大書吏

職事一位家大書吏

勲十二等

大初位

内藏少屬

縫殿少屬

大炊少屬

散位少屬

陰陽少屬

主殿少屬

典藥少屬

正親大令史

内膳令史

造酒令史

兵馬大令史

鍛冶大令史

造兵大令史

畫工令史

典鑄大令史

掃部令史

内藥令史

東西市令史

官奴令史

鼓吹大令史

園池令史

諸陵令史

贓贖大令史

囚獄大令史

畫師

大宰判事大令史

一品家少書吏

二品家大書吏

職事一位家少書吏

京本一品家二品家の家字を脱
きり集解を以て補ふ

以前上階

正親少令史

兵馬少令史

鍛冶少令史

造兵少令史

典鑄少令史

鼓吹少令史

贖贖少令史

囚獄少令史

内兵庫令史

土工令史

喪儀令史

采女令史

主船令史

漆部令史

典鑄の下京本少字を脱き、今集解に從ふ。

縫部令史

織部令史

隼人令史

内禮令史

挑文師

大宰判事少令史

防人令史

中國目

二品家少書吏

少初位

主水令史

主油令史

内掃部令史

莒陶令史

添下京本物字あり非あり下な
る添師も京本添物師とあり
これより今共削る按
る京本の物字も添師をソノ
物ノ師とりゆゑは物字を
旁訓に付とるを脱字を旁に
書加へると見認て添入
したるあり

共居の共京本其は作る集解に
依て改む
此則集解此即作をり

内添令史

舎人令史

主膳令史

主藏令史

添師

下國目

三品四品家書吏

職事二位家書吏

謂按家令職負令
職事二位有大小
書吏而於此令不別大小共居同
階此則家吏品秩卑微是以不更
煩差降也

以前上階

主鷹令史

主殿令史

主書令史

主漿令史

主工令史

主兵令史

主馬令史

職事三位家書吏

京本主漿主鷹主書主兵主工主
殿と列より今集解よりりて
改む

標注令義解校本卷一

第十七号

豊田實藏書

